

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和5(2023)年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和5(2023)年7月28日(金)午後1時30分～午後2時10分		
開催場所	みよし市役所6階 601・602会議室		
出席者	(会長) 酒井 喜市 (会長職務代理) 島 典弘 (委員) 加藤 貴利、加藤 民子、永田 志麻、石井 大 芳賀 真、大澤 和貴、久野 和美、小嶋 俊和 小野田 裕之、三浦 祐香 (事務局) 深津福祉部長、岡田福祉部次長、藤森保険健康課長、 岡田副主幹、鈴木主任主査、森主事		
次回開催予定日	令和5(2023)年12月(予定)		
問合せ先	保険健康課国保担当 岡田、鈴木 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hoken@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 委嘱状交付 2 あいさつ 3 会長の選出 4 諮問 5 国民健康保険制度及び医療保険制度について 6 報告事項 (1) 令和4年度みよし市国民健康保険特別会計決算(見込)について (2) 令和4年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について 7 その他		
<会議録> 保険健康課長	ただいまから「令和5年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。 本日の進行を務めさせていただきます、保険健康課長の藤森です。よろしく申し上げます。 本日の会議は約1時間を予定しておりますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。 それでは、資料の確認をさせていただきます。資料は事前に送付		

	<p>させていただきます。</p> <p>A4 で表紙に 「令和5年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会次第」と記載がある資料を事前に送付させていただきます。</p> <p>机の上に配布しているものは、「みよし市国民健康保険運営協議会委員名簿」となります。</p> <p>資料のお忘れや、不足がありましたら、事務局までお知らせください。</p> <p>それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。</p> <p>本日は、始めに、委嘱状の交付、会長の選出、諮問を行います。</p> <p>その後は、国民健康保険制度と医療保険制度のご説明を行い、報告事項として、令和4年度の国民健康保険特別会計決算見込みと令和4年度の国民健康保険運営協議会答申内容の報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>はじめに、村田副市長から委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>鈴木会長が、みよし市社会福祉協議会の会長交代に伴い退任されたため、その後任として酒井喜市様に、みよし商工会の酒井直美委員が退任され、その後任として加藤民子様は前任者の残任期間であります令和7年5月31日まで、国民健康保険運営協議会委員を務めていただくこととなります。</p> <p>(副市長より委嘱状交付)</p> <p>続きまして、村田副市長より「あいさつ」を申し上げます。</p> <p>(副市長 あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。本来であれば各委員の皆様より、ご挨拶を頂戴したいところではございますが、時間の都合上、お手元の委員名簿、そして席札をもちましてご紹介に代えさせていただきます。</p> <p>ここで、本日運営協議会に出席しております事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>深津福祉部長、岡田次長、藤森課長、岡田副主幹、鈴木主任主査 森（各自己紹介）</p> <p>次第の3「会長の選出」をお願いしたいと思います。</p> <p>資料の後ろの3枚目からの参考資料に国民健康保険運営協議会に関する諸規則を添付してございます。この中で、「国民健康保険法施行令」第5条第1項に「協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」と規定されております。そのため、委員名簿の中の公益代表の中から、会長の選出をお願いします。</p> <p>立候補、またはご推薦はございませんでしょうか。</p> <p>酒井委員を推薦します。</p>
副市長	
保険健康課長	
保険健康課長	
小嶋委員	

<p>保険健康課長</p>	<p>小嶋委員からの推薦もありまして、酒井委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。 ご賛同いただける方は拍手をお願いします。</p> <p>(拍手)</p> <p>ありがとうございました。 それでは、酒井委員に会長をお願いいたします。 酒井会長におかれましては、お席のご移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで酒井会長より、「ごあいさつ」をいただきたいと思いをします。</p>
<p>会長</p>	<p>(会長挨拶)</p>
<p>保険健康課長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、続きまして次第4「諮問」をさせていただきます。 村田副市長をお願いします。 酒井会長、前にお進みください。</p>
<p>市長、酒井会長</p>	<p>みよし市国民健康保険運営協議会会長 様 みよし市国民健康保険事業のあり方について みよし市国民健康保険運営協議会規則（第2条第1項第2号に定める下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。 1 令和6年度みよし市国民健康保険税のあり方について 以上</p>
<p>保険健康課長</p>	<p>ありがとうございました。 恐れ入りますが、副市長におかれましては、公務のため、ここで退席させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>(副市長 退席)</p>
<p>鈴木主任主査</p>	<p>続きまして、次第5「国民健康保険制度及び医療保険制度について」概要を事務局より説明いたします。</p>
<p>鈴木主任主査</p>	<p>保険健康課主任主査の鈴木です。よろしくお願いします。 次第の5、国民健康保険制度及び医療保険制度について、を説明させていただきます。</p> <p>今回、新たに委員になられた方もおみえになりますので、この運営協議会について、ご説明いたします。お手元の資料の後ろから3ページ目の参考資料をご覧ください。</p> <p>このページから運営協議会に関する諸規則の抜粋を掲載しております。ここにありますように、この運営協議会は、国民健康保険法などにより各市町村に設置することが義務付けられている機関で、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員、今年度より被用者保険等被保険者を代表する委員で組織されることとなっております。</p> <p>次のページ、国民健康保険法施行令第4条には、委員の任期は3年とされています。また、みよし市国民健康保険条例では、運営協議会の委員の定数は13人としています。</p> <p>同ページ、一番下には、運営協議会規則を掲載しております。</p>

	<p>第2条で協議会の任務が規定されております。その中の第2号に「国民健康保険税に関すること」という規定により、皆様には国保税のあり方についてご審議いただくこととなります。</p> <p>次に、今後、国保税のあり方についてご審議いただくにあたり、医療保険制度及び国民健康保険について、改めてご理解をいただいております。簡単にご説明いたします。</p> <p>ページが前後して申し訳ありませんが、資料1ページをご覧ください。</p> <p>まずは、国民健康保険制度について説明します。国民健康保険（略しまして国保）は病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め医療費の負担を支えあう助け合いの制度です。</p> <p>次に国民健康保険県単位化についてですが、平成29年度まではそれぞれの市町村が保険者として国保事業全般を担っていましたが、平成30年4月から愛知県では国保が県単位化され愛知県が国保の責任主体として中心的な役割りを担っています。市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課、徴収等の事務を行っています。</p> <p>県単位化により、愛知県から各市町村が税率設定をする基準となる、標準保険税率が市町村ごとに示されております。</p> <p>みよし市に示されている、標準保険税率は現在の保険税率よりも高いものになっておりますので、被保険者の急激な負担増を招く事が無いよう、昨年度の答申により令和8年度まで税率改正を実施することとしております。</p> <p>2ページでは、医療保険の種類、年齢による加入保険制度などを記載しております。</p> <p>3ページは保険給付や一部負担金についての記載です。出産育児一時金や葬祭費など、一般の医療費など給付について記載しております。</p> <p>4ページでは昭和46年以降の本市における税率に変遷を確認いただける資料となっております。</p> <p>令和5年度まで、このような形で税率、課税限度額等の変遷しております。今年度も愛知県の標準保険税率が1月ごろに示されますので、それを受け、ご検討いただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>5ページをご覧ください。昨年度の運営協議会において税率改正の検討をしていただくために使用した資料です。一番下の案3を採用して運営協議会答申としていただきました。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。</p> <p>「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっております。酒井会長よろしく、お願いいたします。</p> <p>それでは、規定により議長を務めさせていただきます。</p> <p>はじめに、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。</p> <p>本日の出席者は12名であり、「みよし市国民健康保険運営協議</p>
保険健康課長	
議長	

鈴木主任主査

会規則」第6条に定める定足数に達しており、本協議会は成立しています。

本日の議事録記名者の氏名をいたします。久野委員と小嶋委員を議事録記名者に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課 森主事をお願いします。

それでは、議事に入ります。本日は報告事項2件となっています。ご意見、ご質問は2件の報告事項すべてについて、事務局の説明終了後にまとめてお願いします。

はじめに、報告事項(1)の「令和4年度みよし市国民健康保険特別会計決算(見込)について」事務局から説明をお願いします。

令和4年度みよし市国民健康保険特別会計決算(見込)について報告いたします。

6ページをお願いします。表題に「見込」とありますが、決算につきましては、9月に開催される市議会において、報告・承認をいただくことにより、正式に決定するものであり、本日は事前報告であることから、「見込」とさせていただきます。

こちらには、文章で令和4年度決算の総括について記載しておりますが、これは後程、お目通しいただきまして、次ページ以降の表やグラフでご説明いたします。

7ページをご覧ください。①被保険者数です。

本市においては、市全体では世帯数、人口ともに増加してはおりますが、国保加入世帯数、被保険者数は年々減少傾向にあります。

これは、社会保険の加入対象が令和4年10月にさらに拡大したことによる国保被保険者の社会保険への移行、また、75歳になった被保険者が後期高齢者医療制度に移行していることが、要因になっていると考えられます。

8ページをご覧ください。②年度別決算状況を示しております。

一番右の令和4年度決算見込額としましては、合計欄にありますように、歳入46億3,119万2,047円、歳出44億8,283万4,344円で、収支差引額1億4,835万7,703円でした。

歳入覧の下から5段目に一般会計繰入金という項目があります。これは、国保事業を運営するのに、一般会計からお金をいれているものです。

この中には、法定外繰入れとして、基本的には、国保税が不足しているものに対して、一般会計で補てんしているものがあり、それについては、今後、削減していく必要があります。

細かい内訳につきましては、この表のとおりですが、次の9ページをご覧ください。4本の折れ線グラフがあります。上から1本目が歳入額、2本目が歳出額、3本目が保険給付額、4本目が国保事業基金保有額を示しており、令和4年度見込においては、歳入額、歳出額、保険給付費については、やや増額となっております。また、基金保有額は若干減額となっております。

次に、③は国民健康保険事業基金の状況です。令和4年度末にお

<p>議長</p> <p>鈴木主任主査</p>	<p>ける基金保有額は、2億9,871万8,389円となっています。</p> <p>この基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金としての役割を担っています。</p> <p>次に、④は国民健康保険税の調定額です。調定額とは、課税した額のことです。</p> <p>全体調定額は、被保険者数の減少、税率改正の状況により若干の変動が見られており、令和4年度は税率改正を据え置いたため調定額は微減となっていますが、1人当たり、一世帯当たりは、増えています。</p> <p>次に、10ページ⑤は保険給付費の状況です。</p> <p>保険給付費は、一般に、医療機関等に支払う療養給付費、コルセットを作った際に本人が一時全額立替払をした場合などにおいて後から支給する療養費、それと自己負担金限度額を超えた分を支給する高額療養費に分かれます。全ての項目において、令和4年度は令和3年度と比較して、療養給付費と療養費は減少し、高額療養費は増加しています。</p> <p>次の11ページのグラフは、その推移を表しています。</p> <p>12ページをお願いします。</p> <p>⑥1件当たりと1人当たりの保険給付額です。</p> <p>令和4年度につきましては、前年に比べ、1人当たりの保険給付額が増加しています。</p> <p>次に、13ページ⑦出産育児一時金・葬祭費の状況です。</p> <p>出産育児一時金については、1件につき42万円以内を支給しています。葬祭費につきましては、1件につき5万円を支給しています。なお、出産育児一時金は、令和5年4月からの出産については50万円以内の支給となっています。令和4年度では、出産費の支給件数、葬祭費の件数ともに減少しました。これらについては、その年によって多くなったり少なくなったりがあり、見込みをたてることが非常に難しいところであります。</p> <p>以上、国民健康保険特別会計の決算（見込み）の説明とさせていただきます。</p> <p>次に、報告事項（2）の「令和3年度みよし市国民健康保険運営協議会答申について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>資料14ページをご覧ください。</p> <p>令和4年度につきましても、「みよし市国民健康保険事業のあり方について」、市長から諮問がされました。</p> <p>当協議会にて、平成30年度からの県単位化されることによる、県から示された標準保険税率や愛知県国民健康保険運営方針を踏まえ、被保険者の負担を急激に増やすことなく、一般会計からの法定外繰り入れを減らす事を念頭に、7年間かけて段階的に税率を上げていく内容を主とした平成29年度の答申を作成していただき、平成30年度より税率改正等行ってまいりましたが、令和3年度の答申では、このままの計画実現は難しいと判断し、今後5年間（令和8年度まで）で標準保険税率に近付けていく内容のものとしていただきました。</p> <p>答申につきましては、令和5年2月9日に鈴木会長、島会長職務代理者から市長に提出され、この答申に沿って、3月議会において</p>
-------------------------	---

	<p>国民保険税条例の改正を行いました。</p> <p>本年度につきましても、先程、市長より諮問がありましたので、「令和6年度みよし市の国保税のあり方について」答申の検討、取りまとめをお願いいたします。</p> <p>15ページから19ページにある資料については、昨年度の第3回の協議会での資料と同じものになっておりますので、本日は、改めて説明しませんが、今後、国保税の見直し等についてご検討いただくにあたり、参考としていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上、「令和4年度みよし市国民健康保険運営協議会答申についての説明とさせていただきます。</p> <p>ただいまの事務局から説明のありました、2件の報告事項について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>以上で、本日予定されておりました議事についてはすべて終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりご審議を賜り、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは会議の進行を事務局にお返しします。</p>
議長	
保険健康課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは最後に、次第7「その他」について保険健康課主任主査からご連絡します。</p>
鈴木主任主査	<p>(制度改正、会議の年間スケジュール等を説明)</p>
保険健康課長	<p>次回の開催は、12月中下旬頃を予定しています。開催につきましては、出来るだけ早い時期にご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で令和5年度第1回みよし市国民健康保険運営協議会を終了いたします。</p> <p>それでは、最後に礼の交換をお願いいたします。一同、ご起立ください。「一同、礼」ありがとうございました。</p>